

平成30年

第1回市議会定例会 議案第55号

はこだてみらい館条例の一部改正について

はこだてみらい館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工藤 壽 樹

はこだてみらい館条例の一部を改正する条例

はこだてみらい館条例（平成27年函館市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	個人	20人以上の団体	3箇月券	6箇月券
一般	600円 (550円)	1人につき480円	1,800円	3,000円
生徒 児童	300円 (250円)	1人につき240円	900円	1,500円

を

「

	個人	20人以上の団体	3箇月券	6箇月券
一般 生徒 児童	300円 (250円)	1人につき 240円	900円 (800円)	1,500円 (1,400円)

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前のはこだてみらい館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により改正前の条例別表に規定する一般の区分の者に対して発行された3箇月

券および6箇月券（以下これらを「旧定期券」という。）であって施行日以後においてもその有効期間（以下「有効期間」という。）が満了していないもの（次項の規定の適用を受けたものを除く。）については、この条例の施行の際現に旧定期券を保有する者から請求があったときは、有効期間の満了の日後においても当該満了の日の翌日から起算して、施行日から有効期間の満了の日までの間の日数に相当する日数を経過する日までの間、使用することができる。

3 旧定期券であって施行日以後においても有効期間が満了していないもの（前項の規定の適用を受けたものを除く。）については、この条例の施行の際現に旧定期券を保有する者から請求があったときは、3箇月券または6箇月券についてそれぞれ改正前の条例別表に規定する一般の区分の入館料の額から改正後はこだてみらい館条例別表に規定する一般の区分の入館料の額を控除した額を有効期間の日数で除した額に施行日から有効期間の満了の日までの間の日数を乗じて得た額を払い戻すものとする。

4 前2項の規定の適用を受けるための請求は、施行日から有効期間の満了の日までの間に限り、市長が定めるところにより行うことができる。

5 旧定期券であって附則第2項および第3項の規定の適用を受けずに施行日以後に有効期間が満了したものについては、有効期間の満了の日の翌日から起算して、施行日から有効期間の満了の日までの間の日数に相当する日数を経過する日までの間、有効期間が存続しているものとみなして使用することができる。

(提案理由)

一般の入館料を生徒および児童の入館料と同額とし，ならびに3箇月券および6箇月券の共通利用券によりはこだてみらい館およびはこだてキッズプラザの児童遊戯施設を利用する場合の入館料を定めるため